



第二区画整理だより・NO. 14

皆様と一緒にまちづくり

倉敷駅周辺開発事務所 H20.7.作成

暑さ厳しい折から、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また日頃から、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業に御理解、御協力をいただき、深く感謝いたします。

第二土地区画整理事業は昨年度より、土地区画整理審議会及び評価員会を開催し、「土地評価基準(案)」や「換地設計基準(案)」など換地設計のためのルール作りを進めています。今回は、次回審議会の開催予定及び今までの開催状況等をお知らせします。

次回審議会(第7回)開催及び傍聴のお知らせ

次回、第7回審議会は平成20年7月30日(水)午前10時からオープンハウスにて開催いたします。審議内容は「土地区画整理法第95条第6項の取扱いについて」の諮問を行います。次回(第7回)審議会は「公開」ですので傍聴することができます。

審議会の開催予定や議事録は、市の情報政策課情報公開室において閲覧出来るほか、倉敷駅周辺開発事務所のホームページに掲載します。インターネットの検索エンジンで「倉敷駅周辺開発事務所」と入力していただき検索するとホームページが見つかります。

倉敷駅周辺開発事務所ホームページアドレス <http://WWW.city.kurashiki.okayama.jp/kuraeki/>

お知らせ

オープンハウス入り口に掲示板を設置し、情報提供してまいります。

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の今までの開催状況と内容

- 平成19年10月15日 第1回審議会・・・ 審議会会議規定の説明と審議会会長及び副会長の選出と議席の決定。
- 平成19年12月 3日 第2回審議会・・・ 土地区画整理評価員3人の選任が同意。
「基礎控除方式について^(注1)」の勉強会。
- 平成20年 2月14日 第3回審議会・・・ 「基礎控除方式について」の諮問を行い継続審議。
- 平成20年 4月23日 第4回審議会・・・ 「基礎控除方式について」の継続審議を行い、同意。
- 平成20年 5月19日 第5回審議会・・・ 「付市有地制度について^(注2)」の勉強会。
- 平成20年 6月23日 第6回審議会・・・ 「付市有地制度について」の諮問を行い、同意。
「土地区画整理法第95条第6項の取扱いについて」の勉強会。

(注1)「基礎控除方式^{きそこうじょほうしき}」とは?

小宅地・大宅地(数筆の合計面積を含む)とともに、権利者毎に250㎡まで、その土地の減歩率をその負担していただく減歩率の1割と定める制度です。

(注2)「付市有地制度^{つけしゆうちせいど}」とは?

換地面積が250㎡以下の権利者を対象とし、権利者の希望により市有地を換地し、有償で購入することができる制度です。

事業の進捗状況等は『第二区画整理だより』で随時お知らせいたしますが、ご不明・ご不安な点があれば遠慮なく当開発事務所までお問い合わせ下さい。

連絡先

倉敷市建設局都心整備部倉敷駅周辺開発事務所

倉敷市阿知1丁目16-5

TEL 086-434-8671 FAX 086-434-0950